

第8号様式（第6条関係）

特別共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特別共同企業体は、次の事業を共同連携して営むことを目的とする。

- 一 発注に係る（当該契約内容の変更も含む。）の請負
- 二 前号に付帯する事項

（名称）

第2条 当特別共同企業体は、特別共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 に成立し、事業の請負契約の履行後12ヶ月を経過するまでの間は、解散できない。

- 2 事業を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、事業の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含

む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、事業の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座において取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、事業完了の都度当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認が無ければ、事業の請負契約の履行後12ヶ月を経過するまでの間は、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときには、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨の通知をしなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に関する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としてその責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該事業について契約不適合があったときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

及び 〃 は、上記のとおり
特別共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書を 〃 通作成し、各通に各
構成員が記名押印し、各自所持し、1通は発注者へ提出するものとする。

年 月 日

特別共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印